

あなたには**貧困**が見えますか?

～活かそう 憲法25条の生存権～



作 ミヤケヨウコ

講演

湯浅
河添

誠氏 (NPO生活自立サポートセンター「もやい」事務局長)
誠氏 (首都圏青年ユニオン書記長)

日時

4/25 Fri. 18:00 開場 18:30 開演

場所: 立川市女性総合センター「アイム」1階ホール

入場無料

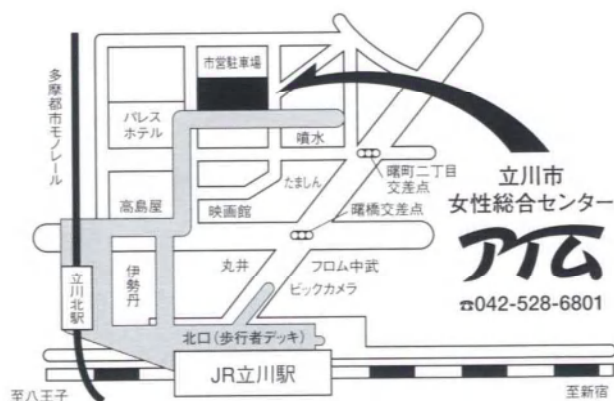
MESSAGE

いま大企業が空前の利益をあげている一方で、市民社会のなかに「貧困」が広がっています。働いてはいても、低収入にあえいでいる「ワーキングプア」は増加の一途をたどっており、日本はいまや年収200万円以下の人が1000万人以上も存在する社会になってしまいました。その背景には、パートや派遣など非正規雇用の異常な拡大と終身雇用制などの旧来の日本型雇用の破壊、政府による社会保障の切り下げ政策等があるということは明白です。このように「貧困」が社会の政治、経済構造に由来する問題であることは言うまでもありません。

ところが、実際の個々人の「貧困」について、私たちは、まともな仕事につけないのは本人の努力が足りないから、あるいは、多重債務に陥るのは本人がお金にルーズだから、ということで、往々にして個人の問題にしてしまいがちです。これまで現実の「貧困」は、むしろこのような「自己責任」論のレベルで語られていたのではないのでしょうか。そのために、社会的問題としての「貧困」は見えにくくなっていったのだと思います。

憲法25条1項は、すべての国民に「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障しています。言い換えれば、憲法は、「最低限度の生活」の水準にも達しない「貧困」を、国の政策により一掃することを求めているものと言えるでしょう。「貧困」を「自己責任」とすることは、憲法25条1項の生存権保障を空洞化させることにつながります。

今年の「三多摩憲法のつどい」は、生活困窮者、若年労働者支援の活動をされている湯浅誠さん、河添誠さんのお二人をお招きします。そして、「貧困」の実態やそこにおける「自己責任」論の克服と反「貧困」を軸とした運動の展望についてお話を伺うとともに、「貧困」化がすすむ社会のなかでの生存権保障のあり方を考えてみたいと思います。



●講演

湯浅 誠 (ゆあさ まこと) 氏

(NPO生活自立サポートセンター「もやい」事務局長)
 1969年生。NPO生活自立サポートセンター「もやい」事務局長。
 90年代よりホームレス支援に携わり、1000件以上の生活保護申請に同行。
 著書に「本当に困った人のための生活保護申請マニュアル」(2005年、同文館出版)、
 「貧困来襲」(2007年、山吹書店)など

●講演

河添 誠 (かわぞえ まこと) 氏

(首都圏青年ユニオン書記長)
 1964年生。短大・大学・専門学校などで非常勤講師として勤務。2000年、首都圏青年ユニオン結成に参加し、2006年9月より現職。レイバーネット日本事務局長兼務。反貧困たすけあいネットワーク事務局長兼務。

連絡先

2008 三多摩憲法のつどい実行委員会

〒190-0022 立川市錦町1-17-5 三多摩法律事務所内 Tel.042-524-4321 Fax.042-524-4093